

中期経営計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年2月

長崎県国民健康保険団体連合会

目 次

1 計画策定の基本的な考え方

- (1) 計画策定にあたっての基本理念 1
- (2) 計画期間 1

2 保険者等・国保連合会を取り巻く情勢

- (1) 少子高齢化の進展と全世代型社会保障制度改革 2
- (2) 行政のデジタル化・標準化とデータヘルス改革の推進 3
- (3) 審査支払機能に関する改革 3
- (4) 医療費適正化の強化 5
- (5) 国・県・市町等からの多分野にわたる業務支援の要請 5

3 将来像実現に向けた基本方針

- (1) 国保連合会が今後果たすべき役割(将来像) 6
- (2) 将来像実現に向けた今後5年間の基本方針 7

4 具体的な施策

- (1) 医療費等の適正化の推進 8
- (2) 保険者等保健事業支援の充実 12
- (3) 医療・保健・介護・福祉業務等の総合的な支援 14
- (4) 効率的かつ安定的な事業運営基盤の確立 15

5 中期経営計画の推進

- (1) 事業計画への反映 21
- (2) PDCAサイクルによる取組の推進 21

参考

- 具体的な施策 目標一覧 22

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定にあたっての基本理念

国民健康保険制度を取り巻く環境は大きく変化しており、この環境変化に対応した強固な経営基盤の再構築と業務の継続的な改善・改革を進めていく必要性が高まっている。

そのため、情勢の変化に的確に対応し、国保制度をはじめとする社会保障関連の諸制度の円滑な運営に、より一層貢献していくことが本会に求められている。

こうした中、国民健康保険の保険者共同体として設立された本会は、国保事業をはじめ、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の円滑な運営に貢献するとともに、保険者等から信頼される事業運営を組織一丸となって推進し、地域住民の健やかな生活の実現に向けて引き続き貢献していく。

(2) 計画期間

令和 5 年度～令和 9 年度 （5 年間）

2 保険者等・国保連合会を取り巻く情勢

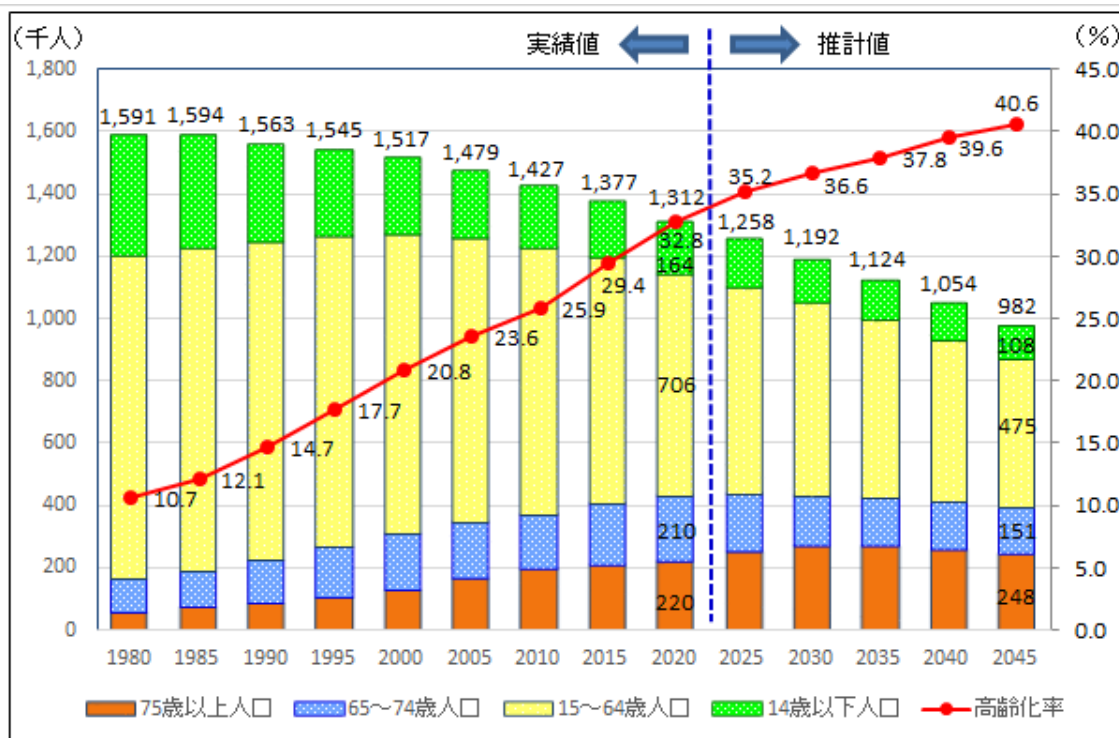
(1) 少子高齢化の進展と全世代型社会保障制度改革

日本の総人口は令和2年10月現在、1億2,615万人で65歳以上の高齢者数は3,534万人、高齢化率は28.0%、そのうち75歳以上の高齢者数は1,825万人、14.5%となっている。

一方、長崎県の人口は、令和2年10月現在、131万2千人で65歳以上の高齢者数は43万人、高齢化率は32.8%、75歳以上の高齢者数は22万人、16.8%となっており、全国に先んじて高齢化が進んでいる。

本県では、若年層を中心とした県外流出の影響等により、今後も人口減少は続き、令和27年（2045年）には総人口が98万2千人と100万人を割り込み、14歳以下の人口が10万8千人、総人口に占める割合は11.0%となる一方で、65歳以上の高齢者数は39万9千人、高齢化率は40.6%となり、県民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

<長崎県の人口・高齢化率の推移と将来推計>



出典：1980年～2020年は国勢調査

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2015年推計値）

このような中、国は全世代型社会保障構築本部を設置し、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、「こども・子育て支援の充実」、「働き方に中立な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度の改革」、「地域共生社会づくり」の4つの分野について議論が進められており、その中でも「働き方に中立な社会保障制度等の構築」において、勤労者皆保険の実現に向け被用者保険の適用拡大を一層推進することが示されている。

(2) 行政のデジタル化・標準化とデータヘルス改革の推進

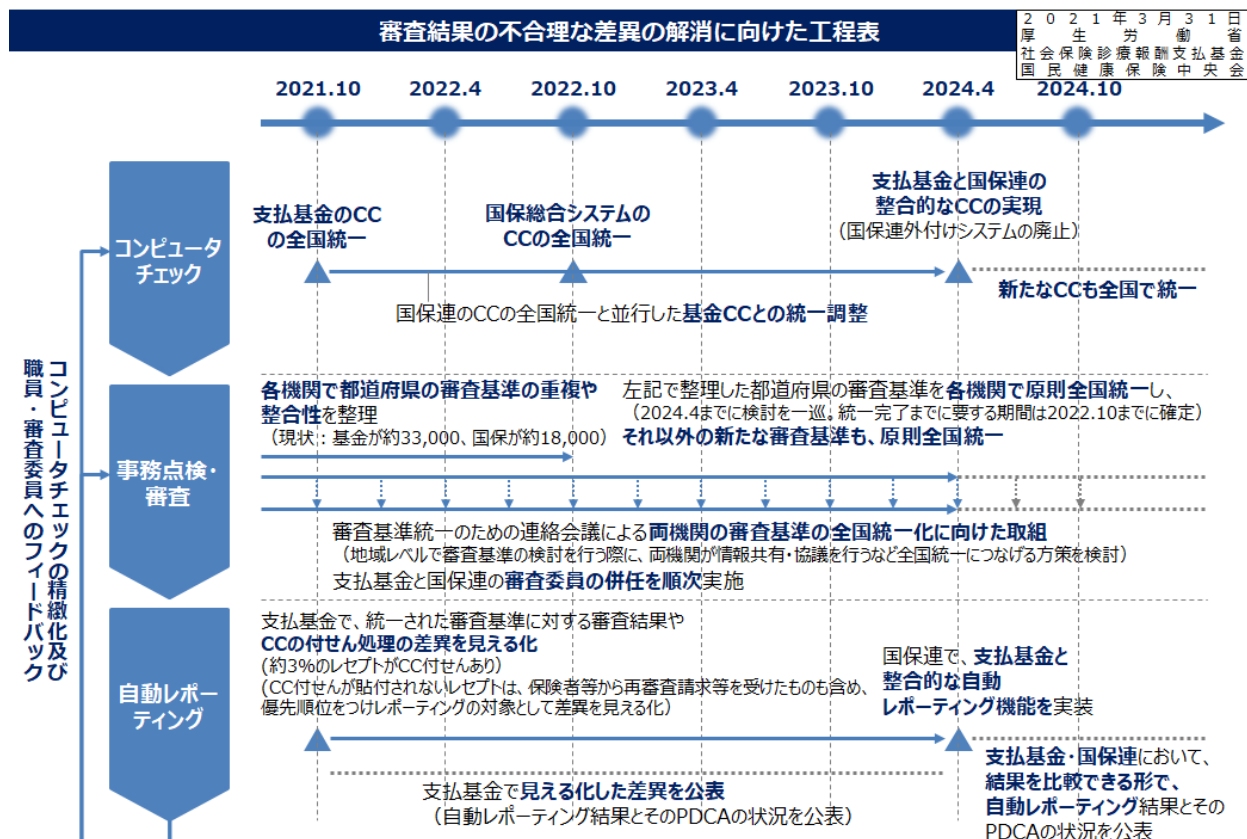
デジタル技術の進展によりデータの重要性等が世界的に高まる中で、我が国においても世界水準のデジタル社会を目指すとして「デジタル田園都市国家構想の実現」や「包括的データ戦略の推進」等を基本戦略とした取り組みが行われており、「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づいた自治体20業務に係るシステムの標準化が進められている。

医療・介護の分野においても「オンライン資格確認」「診療報酬改定DX」「電子カルテ情報の標準化」等様々な取り組みが行われており、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、データヘルス改革を推進する為に「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」や「医療・介護分野での情報利活用の推進」等の取り組みを着実に進めることが示されている。

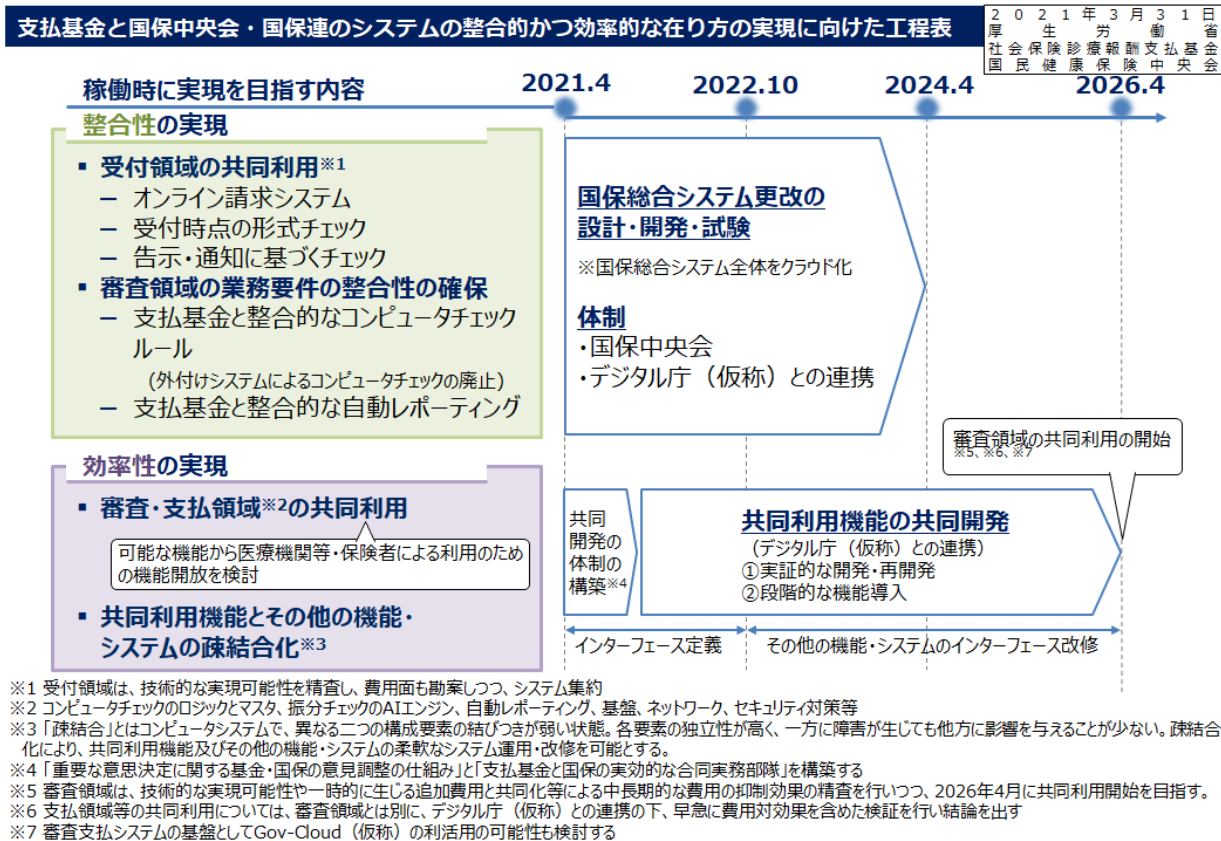
(3) 審査支払機能に関する改革

診療報酬の審査において、審査の効率化と統一性の確保が問題視されてきたことを受け、国民皆保険の下での国民への平等な医療サービスの提供と保険料を通じた国民負担の軽減を目的とする業務の効率化を図るために、国は令和2年9月、「審査支払機能の在り方に関する検討会」を設置し、「不合理な差異の解消」と「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現」について議論がなされ、令和3年3月に、厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者連名で、その取組の道筋を示す「審査支払機能に関する改革工程表」が取りまとめられた。

今後は、「審査結果の不合理な差異の解消」に向け、コンピュータチェックや審査基準の統一化に取り組むほか、「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合性かつ効率的な在り方の実現」として、支払基金及び国保中央会の審査支払領域のシステムの共同利用を開始することとなっている。



出典：厚生労働省資料「審査支払機能に関する改革工程表」



※1 受付領域は、技術的な実現可能性を精査し、費用面も勘案しつつ、システム集約

※2 コンピュータチェックのロジックとマスタ、振分チェックのAIエンジン、自動レポーティング、基盤、ネットワーク、セキュリティ対策等

※3 「疎結合」とはコンピュータシステムで、異なる二つの構成要素の結びつきが弱い状態。各要素の独立性が高く、一方に障害が生じても他方に影響を与えることが少ない。疎結合化により、共同利用機能及びその他の機能・システムの柔軟なシステム運用・改修を可能とする。

※4 「重要な意思決定に関する基金・国保の意見調整の仕組み」と「支払基金と国保の実効的な合同実務部隊」を構築する

※5 審査領域は、技術的な実現可能性や一時的に生じる追加費用と共同化等による中長期的な費用の抑制効果の精査を行い、2026年4月に共同利用開始を目指す。

※6 支払領域等の共同利用については、審査領域とは別に、デジタル庁（仮称）との連携の下、早急に費用対効果を含めた検証を行い結論を出す

※7 審査支払システムの基盤としてGov-Cloud（仮称）の利活用可能性も検討する

出典：厚生労働省資料「審査支払機能に関する改革工程表」

(4) 医療費適正化の強化

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等、医療を取り巻く様々な環境が変化する中、国は、国民皆保険を堅持し続けていくため、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにするとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るなどの医療費の適正化を推進している。

また、本県では、県と国保連合会が事務局を担っている保険者協議会は、これまで加入者の健康増進と医療費適正化について、行政や医療関係者等の協力を得ながら、保険者横断的に同じ意識をもって共同で取り組んできた。

このような中、令和 3 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において、「医療費適正化の取組に関する事項」を都道府県国保運営方針における必須事項とするなど医療費適正化対策を強化する方向性が示され、今後更なる対応が求められる。

(5) 国・県・市町等からの多分野にわたる業務支援の要請

国保連合会は、国や都道府県・市町村からの要請を受けて国保中央会と連携し、本会の持つスキームやノウハウを活かした業務を実施しており、その数は近年増加している。

〈近年の取組〉

- ・風しん抗体検査・予防接種費用支払業務
- ・令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種等費用支払業務
- ・介護職員処遇改善支援事業における支払に関連する業務
- ・福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る支払に関する業務
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る支払に関する業務
- ・介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業における申請受付及び支払業務
- ・障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業における申請受付及び支払業務

3 将来像実現に向けた基本方針

(1) 国保連合会が今後果たすべき役割（将来像）

① 医療費の適正化への寄与

ア 基幹業務である審査支払業務等の更なる高度化を図りながら、公正かつ確実に審査業務を実施することにより、医療費の適正化を推進し、国保制度をはじめとする医療保険制度の安定化に寄与する。

イ 本会が有する医療等の多角的な情報の分析に関するノウハウや人材の活用により、データヘルス事業等を支援することで、住民の健康増進、健康寿命延伸に貢献するとともに、医療費適正化に寄与する。

② 保険者等の医療・保健・介護・福祉業務の総合的な支援

国・県・市町等からの多分野にわたる業務支援が要請される中、保険者等が実施する医療・保健・介護・福祉の業務支援を専門的かつ総合的に幅広く実施することにより、本県の福祉保健行政に貢献する。

(2) 将来像実現に向けた今後5年間の基本方針

① 医療費等の適正化の推進

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェックや審査基準の統一化に向けた取り組みを進めるとともに、本会の基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実・高度化を図り、医療費及び介護給付の適正化を推進する。

② 保険者等保健事業支援の充実

本会が保有する「医療」「健診」「介護」のデータと人材を活用した保健事業支援（ヘルスサポート）を実施することにより、保険者等保健事業の効果的な推進に寄与する。

③ 医療・保健・介護・福祉業務等の総合的な支援

医療・保健・介護・福祉の幅広い分野において国・保険者等のニーズに沿った専門的、総合的な支援を行う。

④ 効率的かつ安定的な事業運営基盤の確立

国保制度を取り巻く環境の変化や、多様化する本会の役割に対する的確に対応し、保険者等から信頼される事業運営を行うため、効果的・効率的な組織体制の構築、健全かつ安定的な財政運営、基盤となる各種システムの整備・安定運用に取り組むとともに、保険者等の様々なニーズに対応できる人材を育成する。

4 具体的な施策

(1) 医療費等の適正化の推進

① 審査業務における医療費等適正化の推進

【現状と課題】

本会では、7万点以上の入院レセプトを診療科ごとに振り分け、より専門的な知識を有する職員による審査事務共助を行うとともに、その他のレセプトについては、過去の査定実績や請求件数等から重点的に審査すべき医療機関を絞り込み事務共助を実施するなど、審査の充実に取り組んでいる。

また、「審査結果の不合理的な差異解消」のため、審査基準の統一化に向けた取り組みを進めるとともに、コンピュータチェックを活用し、効率的で公平な審査に努めている。

今後も高度化・複雑化する医療費請求に対応するため、質の高い審査事務を行う必要がある。

<査定率：査定点数／請求点数>（医科＋歯科）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
本 県	0.262%	0.241%	0.239%	0.259%	0.231%	0.246%
全 国	0.248%	0.246%	0.251%	0.237%	0.244%	0.245%
順 位	14 位	21 位	21 位	12 位	18 位	—

※令和6年度の次期システム更改により、オンライン請求医療機関の事前レセプト点検が拡充され、医療機関側で誤りを事前に修正可能となる。

【5年後の目標】

査 定 率：毎年度 0.25%以上

【具体的な取組】

ア ICT の活用

- ・全国共通のコンピュータチェックの活用（効率的・公平な審査）
- ・医療機関の請求の傾向を捉えた審査（審査事務共助の強化）
- ・査定理由の詳細化（医療機関の適正な請求）

イ 審査事務共助能力及び専門的知識の向上

- ・ 査定事例等の職員研修の実施（毎月）
- ・ エキスパート研修への参加（年１回）
- ・ 審査事務共助知識力認定試験の受験（年１回）

② 介護給付適正化の推進

【現状と課題】

介護給付適正化事業は、主要５事業（「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」）を中心に、介護保険者において実施されている。

一方で、県が令和２年１０月に行った「第５期長崎県介護給付適正化計画の策定に係る調査」によれば、介護給付適正化事業を推進していくためには、「人員不足」や「適正化情報に関する専門的知識や分析する技術の不足」などが、介護保険者からの課題として挙げられた。

本会では、長崎県介護給付適正化計画に基づき、「医療情報との突合・縦覧点検」における情報提供や支援、「介護給付費通知」の作成を行っているが、介護保険者事務負担軽減のため、より効果的・効率的な支援が求められている。

【５年後の目標】

介護給付適正化業務の受託範囲拡大

【具体的な取組】

- ・ 介護給付適正化業務実態調査および介護保険者ニーズ調査の実施
- ・ 介護保険者ニーズに応える人員と体制の確保
- ・ 介護給付適正化情報や分析手法に関する研修の実施

③ レセプト点検事業

【現状と課題】

本会では、二次点検支援システムを活用し、レセプト点検専門員による点検に取り組んでいるが、支援システムのより効率的な活用や専門員のスキルアップに努め、点検の質の更なる向上を図る必要がある。

<費用対効果：査定金額／手数料>

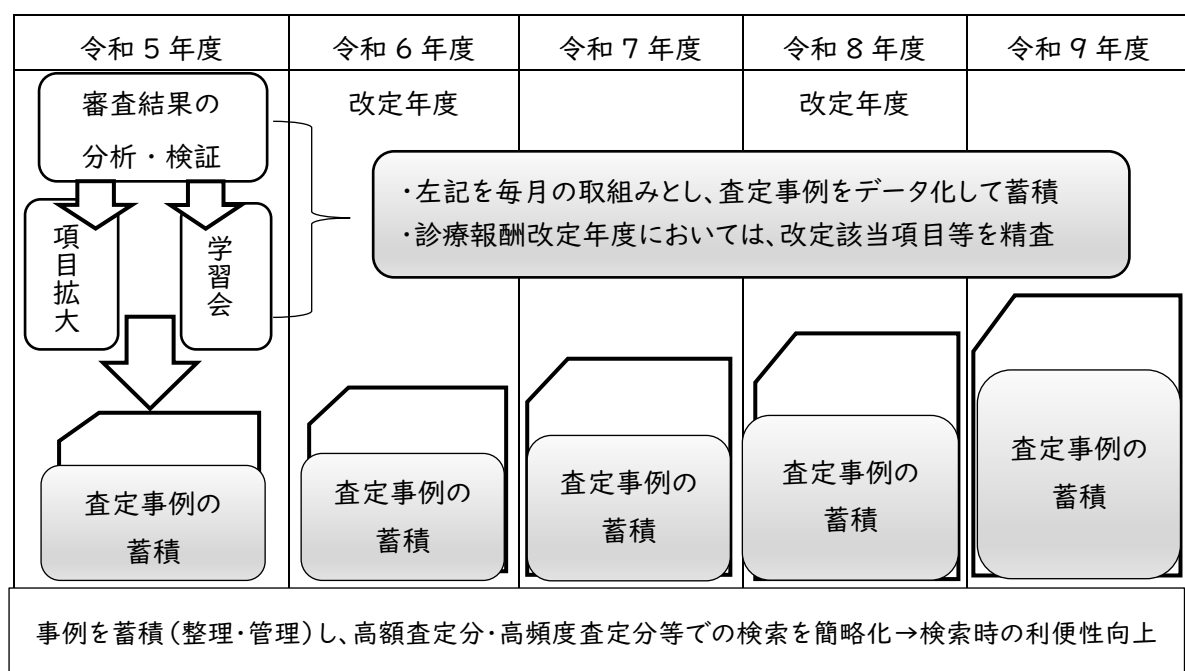
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 ヶ年平均
6.7	7.1	5.0	6.7	9.2	6.9
※令和 4 年度：受託保険者等（22／26） ※手数料単価（13.2 円税込）					2 ヶ年平均
					8.0

【5年後の目標】

費用対効果：毎年度 8.0 以上

【具体的な取組】

- ・点検結果の分析・検証を毎月行い、二次点検支援システムのチェック項目を拡大
- ・専門員のスキルアップを目的とした学習会で共有している査定事例資料について、サーバー内にフォルダを設けて整理・管理



④ 第三者行為求償事務

【現状と課題】

第三者行為求償（以下「求償」という。）事務は、その大多数を占める交通事故に関する知識をはじめ被保険者が傷病を負った原因に応じた知識、専門性が求められるなど、事務の特殊性が高い。

本会では、令和4年度から「闘争・食中毒・ペットによる噛みつき」等を加え対象範囲の拡大を行ったが、少数の提出に留まっている。（令和4年12月現在受託件数：5件（闘争：2件、ペットによる噛みつき：3件））

保険者は傷病届の提出をもって求償事案を把握するが、傷病届の提出が徹底されていないため、特に、損害保険会社を介さない直接請求等の案件の捕捉が難しい状況にある。保険会社を介する案件を含め、求償事案の掘り起しが課題である。

<長崎県内交通人身事故状況調>

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発生件数	5,291	4,641	3,959	2,987	2,805

出典：長崎県警察本部 HP より

<求償事務受付件数>

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	426	400	430	333	350

【5年後の目標】

受付件数：毎年度 430件以上

【具体的な取組】

ア 研修会等の実施による知識向上

求償事務の進め方や滞納事案に対する法的手続き等保険者を対象とした実務に関する研修会の開催、個別事案に対する相談

イ 事案の掘り起しの支援

- ・ 求償対象候補一覧表の提供
- ・ 医療機関等に対する求償事案にかかるレセプトの記載方法の周知強化
- ・ 損害保険会社に対する傷病届作成支援の確実な実施に関する周知強化
- ・ レセプト点検事務における求償疑義事案の掘り起し、疑いリストの提供

(2) 保険者等保健事業支援の充実

① データヘルス推進のための保健事業支援

【現状と課題】

本会では、各種事業研修会やセミナー、保険者訪問支援事業、KDB システムの活用推進等を通じた保健事業の実施に係る支援と併せ保健事業支援・評価委員会の設置による有識者の助言等の支援を行っている。

保健事業の実施においては、PDCA サイクルによる継続的な見直しが重要であることから、第3期データヘルス計画策定・実施・評価に向け、効果的な支援が必要である。

また、市町においては、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が開始されているなど、関係者が連携したデータヘルスの取り組みが進められている。今後、地域・職域における予防・健康づくりの取り組みに当たり、被用者保険を含めた医療・健診情報等のデータに基づく保健事業が求められる。

【5年後の目標】

国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の充実により、第3期データヘルス計画の中間評価（令和8年度）において、支援・評価委員会による支援を含めて本会が関与した保険者全てが中間目標（値）を達成

【具体的な取組】

ア 国保・後期高齢者ヘルスサポートの充実

- ・第3期データヘルス計画策定と毎年の計画評価に活用できるデータ・資料の提供
- ・保健事業支援・評価委員会での助言事例集の充実
- ・KDB システム及び保健事業支援システムを活用した支援

イ 研修会・セミナーの開催

- ・初任者向け研修会
- ・糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー
- ・高齢者の保健事業セミナー
- ・データヘルス推進のための研修会

② 特定健診等実施率向上にかかる支援

【現状と課題】

健康診断は、生活習慣病を含めた様々な病気の早期発見・早期治療はもちろん、病気そのものを予防するため重要であり、年齢に関わらず全ての世代で実施されている。

特に40歳から74歳の被保険者については、保険者による法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導が行われているが県内の実施率は、市町国保、国保組合ともに国が定める目標値に達していない。

< 県内国保実施率（令和3年度速報値）と目標値の比較 >

	特定健診実施率		特定保健指導実施率	
	目標値	令和3年度	目標値	令和3年度
市町国保	60%以上	36.1%	60%以上	55.3%
国保組合	70%以上	39.3%	30%以上	0.9%

※目標値：特定健康診査等第3期実施計画（平成30～令和5年度）に定める値

【5年後の目標】

国が「特定健康診査等第4期実施計画」に定める実施率

< 第4期実施計画の目標値 >

	特定健診実施率	特定保健指導実施率
市町国保	60%以上	60%以上
国保組合	70%以上	30%以上

出典：厚生労働省「第4期特定健診等の見直しに関する検討会」資料より

【具体的な取組】

- ・実施率向上に関する他都道府県保険者の好事例についての情報提供
- ・県が実施している「ICTを活用した特定健診受診率等向上対策事業（ナッジ理論に基づく受診勧奨等にかかる事業）」について、事業に必要な健診データやレセプトデータ等の提供
- ・長崎県保険者協議会による特定健診等の実施率向上対策
- ・Web(バナー広告)や新聞広告等、特定健診受診促進にかかる広報の実施
- ・特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業の充実・強化

(3) 医療・保健・介護・福祉業務等の総合的な支援

新たな保険者等ニーズに対応した各種事業の支援

【現状と課題】

国保連合会は国や地方自治体からの要請を受けて各種業務に適宜対応しており、今後も新たな業務への対応が見込まれる。

引き続き、医療・保健・介護・福祉という幅広い分野において保険者等ニーズを的確に把握するとともに、本会の持つスキームやノウハウを活かせるものにあっては、積極的に支援を行う。

【5年後の目標】

保険者等ニーズの適時的確な把握と対応

【具体的な取組】

- ・ 流行初期医療確保措置に係る請求支払業務
- ・ 定期予防接種費用請求支払業務のデジタル化
- ・ ケアプランデータ連携システムの運用等に係る業務
- ・ ニーズの定期的な調査

(4) 効率的かつ安定的な事業運営基盤の確立

① 職員の意識向上と人材育成の強化

【現状と課題】

国保連合会は、基幹業務である診療報酬の審査支払に加え、介護、福祉業務や保健事業の支援などの多様な保険者等ニーズに適切に対応していく必要がある。

さらに、国が進めるデジタル社会の実現に向け、業務における ICT の活用やデータの活用、分析ができる人材の育成が急務となっている。

本会では、「人材育成基本方針」を定め、計画的な人材育成及び職場の活性化に努めることとしているが、研修を受講している職員が全体の 3 割ほどに留まるなど、自己啓発の取り組みが進んでいない。

【5年後の目標】

- ・ 職員が前向きに仕事に取り組み最大限の能力を発揮できるような働きやすい職場づくり
- ・ 職員全員の自己啓発にかかる研修受講（年 1 回以上）

【具体的な取組】

ア 意欲と能力を引き出す人事管理

- ・ 職員の意欲、適正、能力を踏まえた人事異動
- ・ 国保中央会及び他の国保連合会との人事交流、県及び市町等への派遣研修の実施

イ 意欲と能力を高める職員研修

- ・ 長崎県市町職員研修センター等が実施する研修を活用した職員の計画的・主体的に職務を遂行する能力や、課題の発見・解決する能力の習得
- ・ 国保中央会が実施する研修を活用した国保連合会職員として求められる業務遂行能力の向上
- ・ 本会職員による内部研修や管理職等による OJT 等の実施

ウ 働きやすい職場環境の整備

- ・ 所属長ヒアリングや職場ミーティングを活用した職場内のコミュニケーションの活性化
- ・ 時間外勤務の縮減やハラスメント対策の徹底等、働きやすい職場づくり
- ・ メンタルヘルス対策の推進等、職員の心身のヘルスサポート強化

② 事務の効率化、新規事業等を踏まえた組織体制の整備

【現状と課題】

本会では、診療報酬等の審査の充実・強化、良質な保険者サービスの提供のため、ICTの活用や業務プロセスの見直しなどの業務効率化を図ってきた。

今後は、保険者支援の更なる強化を図るため、継続的な業務効率化、迅速化やコスト削減を図りつつ、多様化する保険者等ニーズに対応できる組織体制を構築する必要がある。

【5年後の目標】

基幹業務である審査支払業務をはじめとした本会事業の安定的な運営と、多種多様な保険者等ニーズに的確に対応できる組織運営

【具体的な取組】

ア ICTの活用や業務プロセスの見直し

- ・ AIやRPA等のICTを活用した業務運営の検討
- ・ 専門性の高い高点数レセプトの審査事務への人的資源の集中的な配置による業務体制やプロセスの見直し、審査業務の充実・強化

イ 新規事業への対応

- ・ 保険者等ニーズの的確な把握、新規事業の受託について本会の特性を踏まえた積極的な検討
- ・ 下記の手順により、限られた経営資源を最大限活用

ア) 保険者等ニーズの把握

イ) 新規事業の立案

ウ) 現状組織体制の検証・分析

エ) 新たな組織体制の検討

オ) 組織改革の実施

③ 健全な財政運営と安定的な財政基盤の確立

【現状と課題】

歳入では、少子高齢化や被用者保険の適用拡大による国保被保険者数の減少に伴い、一般負担金や国保の手数料収入が減少の一途を辿っている一方で、後期高齢者医療や介護保険の手数料収入は、高齢者数の増加に伴い増加傾向にあるなど、会計間の状況にばらつきが見られる。

一方、歳出では、国のクラウド・バイ・デフォルトの方針に基づく基幹システムのクラウド化によるシステム関連経費の増大が見込まれており、これらの結果、本会の財政運営は、非常に厳しい状況が続く見込みである。

また、本会では、国保と後期高齢者医療の業務勘定において、減価償却引当資産の積立が十分にできておらず、今後の各種システム更改への影響が危惧される。

こうした状況を踏まえ、中期的な収支見通しに基づく計画的な財政運営を行うとともに、経費削減等の徹底したコスト縮減や負担金・手数料の見直しを通じた安定的な財政基盤を確立する必要がある。

【5年後の目標】

減価償却引当資産をはじめとした各種積立資産の必要額の積立、安定的な財政運営

【具体的な取組】

ア 中期収支見通しに基づく計画的な財政運営

- ・被保険者数、取扱件数の増減や各種基幹システムの更改経費及びクラウド化に伴う経費の増減等を反映した中期収支見通しの策定
- ・中期収支見通しに基づく、会計毎の歳入・歳出、積立資産の管理

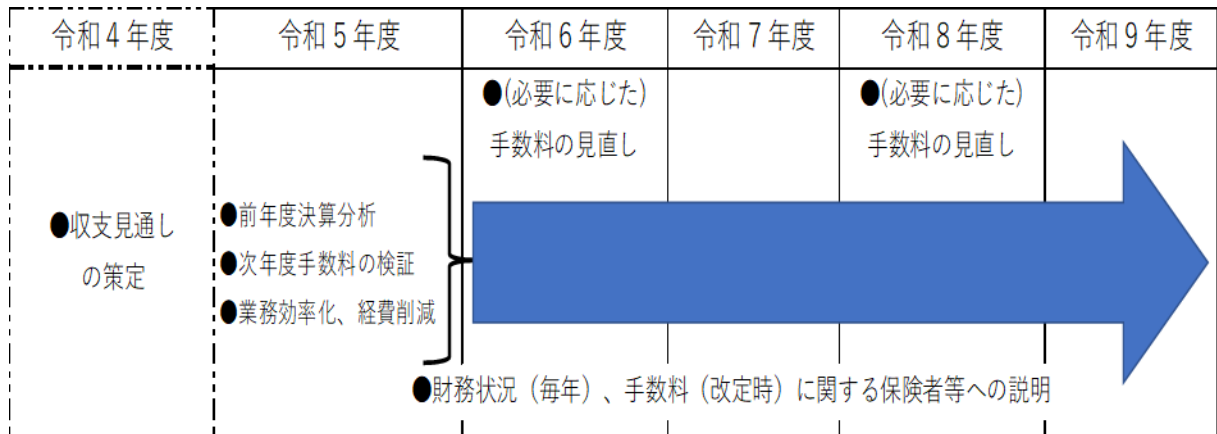
イ コスト縮減、業務の効率化

- ・業務の効率化、業務プロセスの見直し等による時間外の縮減
- ・ペーパーレス化、消耗品購入等の事務経費全般の経費削減
- ・独自に導入しているシステムの廃止を含めた仕様の見直し、使用期間の延長等による更改経費の縮減

ウ 負担金、手数料の見直し

- ・各会計の収支状況についての詳細な分析、見通しを踏まえた負担金、手数料の検証
- ・業務の効率化や徹底した経費削減等の内部努力による財源不足の解消
- ・なお不足する場合、負担金・手数料の引上げ（原則３年に１回の見直し）

<中期収支見通しに基づく財政運営>



※中期収支見通しによると、令和６年度と８年度に予定されている国保総合システムの更改に併せて関連経費の増加が見込まれることから手数料の見直しを想定

④リスクマネジメントの強化

【現状と課題】

本会が実施する業務は、個人情報を中心とする極めて重要な情報資産を取り扱っていることから、情報セキュリティ対策として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築し、国際規格である ISO27001 の認証を取得しているが、今後も保険者等から信頼される事業運営を行っていくためには、引き続き情報セキュリティ対策等を維持、改善していく必要がある。

本会では、災害等により事務所・職員等に相当の被害を受けても、限られた人員・資源を効率的に投入しながら業務をできる限り継続することを目的として、平成 30 年度に業務継続計画（BCP）を策定しているが、適宜見直す必要がある。

【5 年後の目標】

- ・ 情報資産の漏洩、流出等の事故発生件数ゼロ
- ・ 災害発生時における早期復旧、事業継続するための体制整備

【具体的な取組】

ア 情報セキュリティ対策の強化

- ・ ISO27001：2022 への移行（令和 7 年 10 月までに）
- ・ ISMS における PDCA サイクルによる情報セキュリティの維持、改善
- ・ 全職員に対する情報セキュリティ、コンプライアンス研修の実施（年 1 回）

イ 危機管理体制の整備・強化

- ・ BCP の改訂
- ・ 各種訓練の実施（年 1 回以上）

< 訓練の例 >

情報伝達訓練、職員参集・避難訓練、初動対応訓練、災害対策本部訓練等

⑤ クラウド化を踏まえた各種システムの更改等への対応

【現状と課題】

国保総合システム（オンライン請求システムを含む）は、令和６年度の更改に向け、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、クラウド化とともに大規模な改修が行われる。

保険者等支援の基盤となる各種システムは、クラウド化をはじめとしたシステム構成の変化が見込まれる中、円滑なシステム導入と安定稼働を目指すとともに、可能な限り保険者等負担の軽減を図る必要がある。

【５年後の目標】

- ・ 円滑なシステムの導入と安定稼働
- ・ 保険者等負担の軽減

【具体的な取組】

ア 円滑なシステムの導入と安定稼働

- ・ 国保総合システムや各種システムの更改における情報収集、関係団体との十分な連携
- ・ 計画的な環境構築、システム障害を想定したバックアップ・リカバリ関連の確認
- ・ 保険者等や医療機関等への影響を想定した事前周知の徹底
- ・ 本会が独自に導入する外付システムの改修の対応

イ 保険者等負担の軽減

- ・ 国保中央会等と共同した調達方法・契約等の最適化、国庫補助財源の確保による保険者等の負担軽減
- ・ 九州各県国保連合会が連携したシステムの共同開発、機器の共同調達

5 中期経営計画の推進

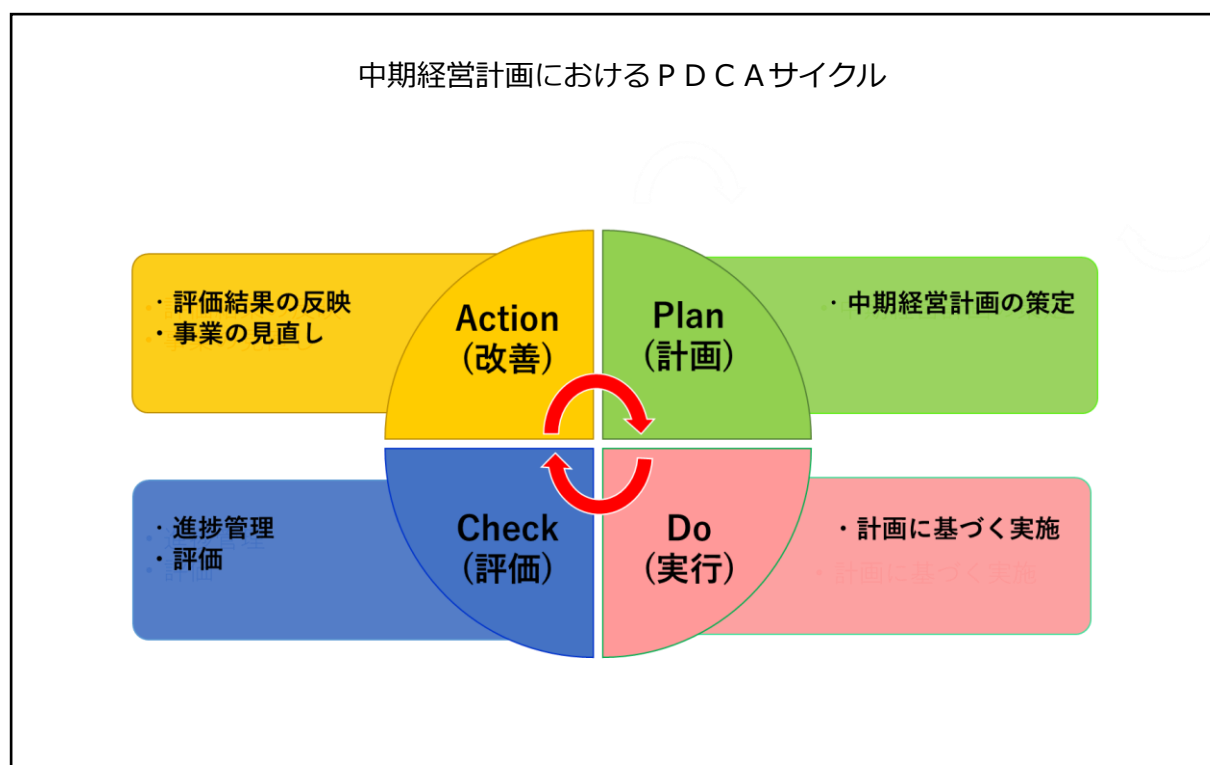
(1) 事業計画への反映

本計画に掲げる具体的な取組を着実に実行し、目標達成に向けて効率的に事業を推進できるよう、毎年度作成する事業計画に本計画の内容を十分反映させる。

(2) PDCA サイクルによる取組の推進

事務局において、定期的に事業の進捗状況の確認を行う。年度終了後は実施状況を評価し、改善が必要な場合は事業の見直しを行う。

実施状況については、国保事業推進会議及び理事会、総会において報告する。



参考「具体的な施策」目標一覧

No	頁	大	中	小	項目名	5年後の目標
1	8	4	(1)	①	審査業務における医療費等適正化の推進	査定率：毎年度 0.25%
2	9	4	(1)	②	介護給付適正化の推進	介護給付適正化業務の受託範囲拡大
3	10	4	(1)	③	レセプト点検事業	費用対効果：毎年度 8.0以上
4	11	4	(1)	④	第三者行為求償事務	受付件数：毎年度 430件以上
5	12	4	(2)	①	データヘルス推進のための保健事業支援	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の充実により、第3期データヘルス計画の中間評価（令和8年度）において、支援・評価委員会による支援を含めて本会が関与した保険者全てが中間目標（値）を達成
6	13	4	(2)	②	特定健診等実施率向上にかかる支援	特定健診：60%（市町国保）／70%（国保組合） 保健指導：60%（市町国保）／30%（国保組合）
7	14	4	(3)	①	新たな保険者ニーズに対応した各種事業の支援	保険者等ニーズの適時的確な把握と対応
8	15	4	(4)	①	職員の意識向上と人材育成の強化	・職員が前向きに仕事に取り組み最大限の能力を発揮できるような働きやすい職場づくり ・職員全員の自己啓発にかかる研修受講（年1回以上）
9	16	4	(4)	②	事務の効率化、新規事業等を踏まえた組織体制の整備	基幹業務である審査支払業務をはじめとした本会事業の安定的な運営と、多種多様な保険者等ニーズに的確に対応できる組織運営
10	17	4	(4)	③	健全な財政運営と安定的な財政基盤の確立	減価償却引当資産をはじめとした各種積立資産の必要額の積立、安定的な財政運営
11	19	4	(4)	④	リスクマネジメントの強化	・情報資産の漏洩、流出等の事故発生件数ゼロ ・災害発生時における早期復旧、事業継続するための体制整備
12	20	4	(4)	⑤	クラウド化を踏まえた各種システムの更改等への対応	・円滑なシステムの導入と安定稼働 ・保険者等負担の軽減